

委員会提出議案第 1 1 号

小中学校体育館への空調設備の早期整備を求める決議

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 8 年 9 月 2 9 日提出

提 出 者

教育民生委員会委員長 森 美 和 子

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

小中学校体育館への空調設備の早期整備を求める決議

小中学校体育館への空調設備の早期整備を求める決議

近年、夏に顕著な高温を記録する年が頻発し、気象庁は40℃以上の日を「酷暑日」と定めた。8月3日の気象庁の報道発表によると、本年は5日連続の酷暑日を記録するなど、7月中旬から下旬の西日本の平均気温は、統計開始以降の最も高い記録になったとしている。本市においても、昨年、本年と2年連続で観測史上の最高気温を更新し、本年7月には38.5℃という猛烈な暑さを記録した。

年々厳しさを増す気候の中、児童生徒の教育活動の重要な拠点である体育館は、夏場には極めて過酷な温熱環境となり、子どもたちと教職員の健康への影響が憂慮されるとともに、安全に運動や学校行事を行うことが困難な状況となっている。

また令和8年熊本地震では、避難所となった体育館の暑さ対策が大きな課題となった。文部科学省の調査（令和8年5月1日現在）によれば、熊本県内で指定避難所となっている公立小中学校の体育館等532棟のうち、冷房が設置されているのは111棟で設置率は20.9%にとどまり、高齢者や乳幼児をはじめとする避難者の健康状態の悪化が懸念され、体育館への冷房設置を求める声が高まった。

全国の公立小中学校の体育館等における空調設置率が31.7%に達している一方で、本市においては、避難所に指定されている12校を含む14校の体育館のいずれにも空調設備は設置されていない。こうした中、先般、熱中症及び激甚化する自然災害対策として、高市総理から第1次国土強靱化実施中期計画に掲げられている「令和17年度までに学校体育館等のエアコン設置率100%」とする目標を4年前倒し、令和13年度とする旨の発言があった。

本年9月定例会において、各議員が小中学校体育館の空調設備整備について質したところ、市当局から加速が求められる事業と認識しているとの答弁がなされたが、具体的な整備時期は示されなかった。児童生徒の安全な教育環境の確保、そして市民の命を守る防災拠点の機能強化のためには、猛暑の常態化や、南海トラフ地震の発生が危惧される中、一刻も早い空調設備の整備が不可欠である。

空調設備の整備に当たり、文部科学省で補助率が2分の1の交付金制度が創設され、地方負担額の全額に地方債を充当でき、元利償還金の50%が交付税措置されることで、実質的な地方負担は25%にまで軽減された。加えて、補助要件となる体育館の断熱性確保については後年度実施や、屋根の遮熱塗装等の簡易な工法も対象とされるなど、整備に着手する環境は整っている。

よって、亀山市議会として、未来を担う子どもたちと市民の安全・安心な暮らしを守るため、小中学校体育館への空調設備の早期整備に向け、下記のとおり強く求めここに決議する。

記

- 1 小中学校体育館への空調設備について、国庫補助事業の有利な財源を最大限に活用し、早急に整備すること。

令和8年9月30日

三重県亀山市議会